

令和4年度

税制及び税務行政に関する

意見書

関東信越税理士会

令和4年度税制及び税務行政に関する意見書

目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 意見書の構成と概要	1
III. 税制に関する意見内容	
1. 所得税法関係	7
2. 相続税法関係	11
3. 法人税法関係	17
4. 消費税法関係	18
5. その他の国税関係	20
6. 地方税法関係	22
7. 所得税法・法人税法・地方税共通関係	26
IV. 納税環境整備に関する意見内容	27
V. あとがき～ポストコロナ、ニューノーマルの時代の税制を考える	30

(凡例)

〈法令等の略称〉

本文中の解説の根拠となる法令等を（ ）内に表記する場合には次の略称を用いる。

また、条数は「1・2・3」、項数は「①・②・③」、号数は「一・二・三」で表示する。

「通則」……………国税通則法	「消法」……………消費税法
「通則令」……………国税通則法施行令	「消令」……………消費税法施行令
「所法」……………所得税法	「消基通」……………消費税法基本通達
「所令」……………所得税法施行令	「地法」……………地方税法
「所基通」……………所得税基本通達	「地令」……………地方税法施行令
「法法」……………法人税法	「地法附則」……………地方税法附則
「法令」……………法人税法施行令	「地令附則」……………地方税法施行令附則
「法規」……………法人税法施行規則	「措法」……………租税特別措置法
「法基通」……………法人税基本通達	「措令」……………租税特別措置法施行令
「相法」……………相続税法	「措通」……………租税特別措置法施行令
「相基通」……………相続税法基本通達	「耐令」……………減価償却資産の耐用年数等に関する省令
「財基通」……………財産評価基本通達	

I. 基本的な考え方について

税理士法第 49 条の 11（建議等）は「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」と規定している。税理士の使命は、税務の専門家として独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることである。そのために税理士会は税制や税務行政に対する改正要望を行うこと、そして意見表明を行っている。税の専門家であり、納税者の身近な存在である税理士こそが納税者の意見を代弁し、税制のあるべき姿を検討していくことが求められている。関東信越税理士会（以下、「本会」という）では、毎年、意見を取りまとめ公表している。

さらに、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という）では、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目的として、各税理士会から意見を集約し、税制改正及び税務行政に関する建議書を取りまとめている。

なお、本会の意見書は、下記の視点に基づき作成し、日税連に提出している。

- ① 公平な税負担
- ② 必要最小限の事務負担
- ③ 透明な税務行政
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 理解と納得のできる税制

II. 意見書の構成と概要

本会の意見項目は、所属する会員から毎年 9 月末日を目処に意見収集し、提出された意見を基にして本会調査研究部において取りまとめを行い、理事会における審議を経て公表している。なお、「税制改正大綱」等に取り上げられた項目や詳細な検討の上で新たな意見形成が必要な項目については、意見書への掲載を見合わせている。

令和 4 年度税制及び税務行政に関する要望として会員から 177 項目の意見が提出され、そのうち 80 項目を採用し、「税制に関する意見－69 項目」、「納税環境整備に関する意見－11 項目」に大別した上で税制に関しては各税目に分類している。

令和 4 年度における 80 項目の概要は、以下のとおりである。

III. 税制に関する意見－69 項目

1 所得税法関係(18 項目)

- (1) 源泉所得税の納期の特例を上半期も 20 日にすること

- (2) 青色申告の純損失の繰越控除期間を相当期間延長すること
- (3) 所得税の青色申告承認申請書の提出期限を確定申告書の提出期限までとすること
また、相続により事業を承継した場合については、相続税の申告書提出期限までとすること
- (4) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること
- (5) 障害者控除の要件緩和又は介護者控除を創設すること
- (6) 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用手続きを簡素化すること
- (7) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること
- (8) 基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと
- (9) 不動産の譲渡所得における取得費及び概算取得費の見直しをすること
- (10) 土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること
- (11) 災害損失控除を創設すること
- (12) 準確定申告の申告期限を見直すこと
- (13) 事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること (新規)
- (14) 同一生計配偶者からの青色専従者等の除外を廃止すること (新規)
- (15) 法人成りした場合、個人事業の廃業届をもって予定納税減額申請したものとみなすこと (新規)
- (16) 文化功労者の年金を課税対象とすること (新規)
- (17) 前3年以内に居住用財産の特別控除等の適用をした場合、居住用財産の特例に係る修正申告により住宅借入金等特別控除の適用を認めること (新規)
- (18) 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例において、耐震基準を満たさない居住用家屋については譲渡の前に取り壊す事が条件となっている。しかし、譲渡後の取り壊しであっても、①譲渡契約書に建物の取り壊しを条件とする譲渡である旨の記載があり、②実際に取り壊しによる滅失登記の書類等を添付できる場合には、その特例の適用を可能すること (新規)

2 相続税法関係(16項目)

- (1) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地(宅地)等の評価減を設けること、また、家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産評価額に乗ずる倍率は「1.0」とされているが、これを一部見直し、特定の家屋や特定の地域については個別に指定して「1.0」以外の低い倍率に乗ずるようにすること
- (2) 被相続人の死亡により、相続人(相続人の6親等以内の親族及び3親等以内の血族を含む)以外の個人が生命保険金を取得した場合において、その個人が取得した保険金のう

ち被相続人が負担した保険料に対応する部分については、みなし相続財産としないで、その個人の一時所得として所得税を課税すること

- (3) 贈与税の基礎控除額を 110 万円から 150 万円へ増額すること
- (4) 非上場株式について相続時精算課税を適用し、かつ、相続時まで継続して保有した場合には、相続税の計算における財産評価額を贈与時点と相続時点のいずれか低い方とすること
- (5) 相続税法第 49 条第 1 項の規定では、開示請求者は開示対象者から除かれることとなっているが、開示請求者も開示対象者に含めること
- (6) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること
- (7) 旧事業承継税制を適用した法人でも新事業承継税制に近い制度を利用できる措置を設けること
- (8) 事業承継税制について、納税猶予ではなく、贈与時又は相続時に納税を免除する制度、又は、株式の評価額を減額する制度を創設すること
- (9) 法人版事業承継税制に関して、適用要件を緩和すること
- (10) 法人版事業承継税制に関して、「納税猶予継続のための手続き」を大幅に簡略し、「継続届出書」及び「年次報告書」の提出は、特例経営贈与承継期間の経過する 5 年後に 1 回のみとし、特例経営贈与承継期間の経過後は、「納税猶予の要件を満たさなかった場合のみ、その旨を申告する方法」（ドイツ方式）とすること
- (11) 配偶者居住権の評価を家屋の時価の 30%と一定にし、家屋の敷地への影響をさせない内容とすること **(新規)**
- (12) 相続税法第 18 条（相続税額の加算）対象者から、民法第 1050 条の規定による特別寄与者が相続税法第 4 条第 2 項により被相続人から遺贈により取得したものとみなされたものを除外すること **(新規)**
- (13) 2 回以上の相続があった場合でも、未成年者控除及び障害者控除の金額については、相続の都度、その相続時の年齢で計算できるように改正すること **(新規)**
- (14) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について、令和元年度（平成 31 年度）税制改正前に手続き済みの納税者については一定の特例を認めること **(新規)**
- (15) 連帯納付義務の適用対象者を限定すること **(新規)**
- (16) 相続税法第 32 条第 1 項の規定に基づく更正の請求の期限を延長すること **(新規)**

3 法人税法関係(5項目)

- (1) 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入制度を創設すること
- (2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること
- (3) 役員給与損金算入規定等について見直すこと
- (4) 中小法人以外の法人の交際費について一部損金算入を認めること
- (5) 特定法人が、電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供しようとする場合における届出を廃止すること (新規)

4 消費税法関係(7項目)

- (1) 納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすること
- (2) 帳簿方式を維持し、インボイス制度の導入を見直すこと
- (3) 複数(軽減)税率制度を見直すとともに、低所得者対策として有効な措置を講じること
- (4) 消費税の届出書及び申請書の提出期限を見直すこと
- (5) 消費税の「課税事業者届出」及び「納税義務者でなくなった旨の届出」手続きを簡素化すること
- (6) 簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すること (新規)
- (7) 消費税の中間申告回数を見直すこと及びその納付回数の基準となる確定消費税額を引き下げること (新規)

5 その他の国税関係(5項目)

- (1) 納税者権利憲章を制定すること
- (2) 印紙税を廃止すること
- (3) ペーパー・カンパニーの除外対象要件を明確化すること
- (4) 贈与による不動産の移転登記にかかる登録免許税を軽減すること (新規)
- (5) 揮発油税の暫定税率を引き下げ又は廃止すること (新規)

6 地方税法関係(14項目)

- (1) 給与所得者の市民税・県民税の徴収方法について、一定の小規模事業者には特別徴収と普通徴収との選択を認めること
- (2) 夫婦間の居住用不動産の贈与の特例を適用した場合の登録免許税及び不動産取得税にも特例を設けること

- (3) 法人における償却資産税の賦課期日を決算末日とするとともに、計算方法についても国税と同様とすること。
- (4) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと
- (5) 事業所税を廃止すること
- (6) 外形標準課税を中小法人に導入しないこと
- (7) 中小法人については、太陽光発電業（電気供給業）に係る収入金課税を適用除外とすること
- (8) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図ること
- (9) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること
- (10) 個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること（新規）
- (11) 個人住民税について、出国年にかかる所得に課税する方法を検討すること（新規）
- (12) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること（新規）
- (13) 償却資産税の最低限度評価額を国税の課税標準の金額に合わせることに（新規）
- (14) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては、事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること（新規）

7 所得税法・法人税法・地方税共通関係(4項目)

- (1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認めること。
- (2) 少額減価償却資産につき、税制の簡素化の観点から、現行の複数の制度を統一させるとともに、取得価額基準を30万円未満とすること
- (3) ふるさと納税制度を廃止し、制度設計をやり直すこと
- (4) ソフトウェアの償却年数を見直すこと（新規）

IV. 納税環境整備に関する意見(11項目)

- (1) 財産債務調書への記載事項の簡素化をすること
- (2) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること
- (3) 国税庁HPによる納付書等の印刷機能を整備すること
- (4) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること
- (5) 所得税の予定納税基準額等の通知を書面以外でも行えるように改正すること

- (6) 電子申告をしている関与先については、関与先名簿の提出を省略できるようにすること
- (7) 申告書のほか、更正の請求書についても請求書に書面を添付できるようにすること
(新規)
- (8) 国税庁HPの「路線価図・倍率表」における路線価図において、「路線価図番号」毎に1枚ずつ表示するPDF表示に替えて、スクロール方式によりシームレスに路線価図が表示されるようにすること (新規)
- (9) e-Taxの法人税申告における決算書の提出について、紙媒体に加えて「PDF」での提出を可能にすること (新規)
- (10) 税理士法人の一人法人を認めること (新規)
- (11) 税理士試験の受験資格を撤廃すること (新規)

Ⅲ. 税制に関する意見内容

1 所得税法関係

(1) 源泉所得税の納期の特例を上半期も 20 日にすること (所法 216)

(理由及び意見)

半年分の給料等、退職手当等及びその源泉所得税の集計作業の労力に関しては上半期も下半期と同様であるので、納付期限を揃えたほうが事務の混乱が減少することになる。

(2) 青色申告の純損失の繰越控除期間を相当期間延長すること (所法 70)

(理由及び意見)

青色申告法人の欠損金の繰越期間が 10 年であるのに対し、増額更正、減額更正及び更正の請求に係る期間が、原則 5 年で統一されている。これらの期間と比較し、青色申告者の純損失の繰越期間が 3 年であることは均衡を失っており、少なくとも 5 年に延長すべきである。

(3) 所得税の青色申告承認申請書の提出期限を確定申告書の提出期限までとすること

また、相続により事業を承継した場合については、相続税の申告書提出期限までとすること (所法 144、147、所基通 144-1)

(理由及び意見)

個人は、新たに事業を開始した日から 2 か月以内に青色申告承認申請書を提出することになっているが、個人事業者がこれら税務関係諸手続きに精通しているとは言い難く、提出期限を徒過してしまうことも多い。青色申告の要件を備えているのであれば、期限を確定申告書の提出期限とすべきである。また、相続により事業を承継する場合も遺産分割協議に時間を要することも多く、事業承継人を確定させるにも時間がかかる。よって、相続により事業を承継する場合の提出期限は相続税の申告書提出期限とするべきである。

(4) 不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること (措法 41 の 4)

(理由及び意見)

この特例は、平成 4 年より土地価格の高騰を抑えるために導入された制度で、土地価格の下落が著しい現在では、その制度の存在意義はないため、即刻廃止すべきである。支払利子の負担により所得が減少しているにも関わらず、損益通算を認めないのは、担税力からいっても問題である。平成 10 年度の税制改正で、すでに法人税の新規取得土地等に係る負債利子の特例は廃止されており、法人税との公平性からも廃止すべきである。

(5) 障害者控除の要件緩和又は介護者控除を創設すること（所法 2①二十八）

（理由及び意見）

介護認定を受けている人が障害者控除の適用を受けるためには、さらに市町村等から障害者認定を受けなければならない。介護認定を受けていれば障害者控除を受けられるように、手続きを簡略すべきである。また、手続きが簡略化できないのであれば、介護者控除なるものを創設して適用者とすべきである。

(6) 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用手続きを簡素化すること（所法 83、83 の 2）

（理由及び意見）

年末調整を行う時期までに、配偶者の所得を把握することが実務上困難であることに加え、年末調整事務負担の軽減化のため、適用手続きを簡素化すべきである。

(7) 年少扶養親族に対する所得控除を復活させること

（所法 2 三十四の 2、3、所法 84、平成 22 年度所得税法等改正法附則 5）

（理由及び意見）

児童手当等の給付は、社会保障制度のひとつとしての子育て支援が目的である。一方、所得（扶養）控除制度は、所得税法上の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。少子化傾向の我国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。したがって、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

(8) 基礎控除をすべての納税者に一律条件で認められる制度に戻すこと（所法 86）

（理由及び意見）

令和 2 年分以後の所得税において、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人について基礎控除額が遡減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については、基礎控除の適用は出来ないこととする旨の改正が行われている。基礎控除は、最低限の生活を維持するために必要な収入を守る趣旨で昭和 22 年に創設された。これは日本国憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする生存権の規定に合った制度と言える。つまり、納税義務者の最低生活費からは徴税できないとする考え方に基づくものであり、所得金額の大小により所得税の基礎控除額を減額し、又はゼロとすることは認められず、一律無条件で認められる制度に戻すべきである。

(9) 不動産の譲渡所得における取得費及び概算取得費の見直しをすること

(措法 31 の 4、措通 31 の 4-1)

(理由及び意見)

土地等の譲渡所得では取得費が不明な場合に 5% の概算取得費を認めているが、5% という値は高度成長前の土地価格を前提としたものであり、あまりに過少である。取得費不明の土地を所有する納税者としては手放したくても手放しがたい状況も見受けられ、土地の有効活用を進め、経済を活性化させるという意味でも概算取得費の見直しをすべきである。

(10) 土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること (所法 69、措法 31、32)

(理由及び意見)

損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成 16 年度の改正により土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損失は、他の所得との損益通算を認めるべきである。

(11) 災害損失控除を創設すること (所法 70、71、72、140)

(理由及び意見)

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、課税所得の計算上、差引損失金額から総所得金額等の 10% を控除した上で、総所得金額等から他の所得控除に優先して控除することとされている。しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

その際には、所得控除における控除の順序についても、考慮することが必要である。具体的には、まず災害損失控除以外の他の所得控除や譲渡所得の特別控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。また、控除しきれない場合には、繰越控除期間を 10 年以上とすることが適当である。さらに、災害損失控除については、その年分の適用のほか、前年分への遡及適用を認めるべきである。

(12) 準確定申告の申告期限を見直すこと（所法 124、125）

（理由及び意見）

準確定申告の申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内であるが、相続人等が国外など遠隔地に居住することも珍しくなくなっている現状を考慮すると、申告期限までの期間が短すぎる。従って、準確定申告の期限を相続開始があったことを知った日の翌日から8ヶ月以内とすべきである。

(13) 事業に専従する親族への適正対価は、必要経費として認めること（所法 56、57）

（新規）

（理由及び意見）

生計を一にする親族に支払う対価（給与・賃金）であっても、適正契約に基づき金額、支払方法、従事時間の把握が適正であり、記帳が適正に行われている場合には、事業等の必要経費として認めるべきである。

法人税では同族会社であっても親族に対する対価の支払いについては損金算入が認められており、法人、個人の課税の公平の観点からも必要経費として認められるべきである。

(14) 同一生計配偶者からの青色専従者等の除外を廃止すること（所法 2①三十三）（新規）

（理由及び意見）

青色専従者の労働の実態は、一般の給与所得者と変わらないことが多い。適切に経理処理が行われ、対価の額も合理的であることを前提として、配偶者（特別）控除の要件に合うのであれば控除対象とするべきである。

(15) 法人成りした場合、個人事業の廃業届をもって予定納税減額申請したものとみなすこと（所法 104）（新規）

（理由及び意見）

個人事業者が法人組織化して個人事業を廃業した場合、廃業届の提出をもって減額申請したものとみなし、手続きの簡略化をはかるべきである。

(16) 文化功労者の年金を課税対象とすること（所法 9）（新規）

（理由及び意見）

文化功労者には、年額 350 万円が終身支給されるが、功労に報いるという趣旨で非課税

となっている。ノーベル基金から交付される金品や優秀な成績を収めたオリンピック選手に支給される金品も非課税だが、これらは一時的な金品である。文化功労者年金が終身非課税である積極的理由が乏しい。

(17) 前3年以内に居住用財産の特別控除等の適用をした場合、居住用財産の特例に係る修正申告により住宅借入金等特別控除の適用を認めること（措法41⑳）（新規）

（理由及び意見）

前3年以内に住宅借入金等特別控除を適用した場合、修正申告を条件として居住用財産の特別控除等の特例を認めているが、居住用財産の特別控除等を適用した場合には住宅借入金等特別控除の適用は認められていない。居住用財産の特例の適用を修正申告することにより、住宅借入金等特別控除の適用を認めるべきである。

(18) 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例において、耐震基準を満たさない居住用家屋については譲渡の前に取り壊す事が条件となっている。しかし、譲渡後の取り壊しであっても、①譲渡契約書に建物の取り壊しを条件とする譲渡である旨の記載があり、②実際に取り壊しによる滅失登記の書類等を添付できる場合には、その特例の適用を可能すること（措法35③二）（新規）

（理由及び意見）

居住用家屋の取り壊しが行われている場合でも、その土地の買主が実際は取壊しを行っていることが多く見受けられる。このような場合には、居住用財産の譲渡者は、その特例の適用が受けられず、著しく不利な結果となる。この特例の趣旨が、耐震基準を満たさない危険な家屋の削減にあることを考えると、税務上の公平な取り扱いが望まれる。

2 相続税法関係

(1) 法定耐用年数を経過した家屋及び敷地（宅地）等の評価減を設けること、また、家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産評価額に乗ずる倍率は「1.0」とされているが、これを一部見直し、特定の家屋や特定の地域については個別に指定して「1.0」以外の低い倍率に乗ずるようにすること（相法22、財基通1、89）

（理由及び意見）

現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に1.0倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。

固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出ができるが、固定資産税の課税

のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまない。

そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた（5年単位など）減額措置を設けるべきである。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。

**（2）被相続人の死亡により、相続人（相続人の6親等以内の親族及び3親等以内の血族を含む）以外の個人が生命保険金を取得した場合において、その個人が取得した保険金のうち被相続人が負担した保険料に対応する部分については、みなし相続財産としな
いで、その個人の一時所得として所得税を課税すること（相法3、所法34）**

（理由及び意見）

離婚や養子縁組につき離縁が行われたときにおいて、生命保険金の受取人変更手続きを失念していた場合や内縁関係にある者を受取人にしていた場合等、相続人が受け取れない保険金に対しても、みなし相続財産として相続財産の総額が増加する。そのことにより相続人の相続税の負担が増加することを回避するべきである。

（3）贈与税の基礎控除額を110万円から150万円へ増額すること

（相法21の5、措法70の2の4）

（理由及び意見）

贈与税の基礎控除額は、（昭和28年～32年10万円）、（昭和33年～38年20万円）、（昭和39年～49年40万円）、（昭和50年～平成12年60万円）、（平成13年～現在110万円）と変遷してきており、現在の110万円になってからも相当の年数が経過している。また、個人資産の多くが高齢者に偏在している現状において、高齢者世代から若年世代への資産の移転を通じて経済の活性化を図るべきである。そこで、贈与税の基礎控除額を150万円程度に引き上げるべきである。

（4）非上場株式について相続時精算課税を適用し、かつ、相続時まで継続して保有した場合においては、相続税の計算における財産評価額を贈与時点と相続時点のいずれか低い方とすること

（理由及び意見）

事業承継の一環として、非上場株式について相続時精算課税制度を適用して生前に贈与することもしばしば見受けられるが、その場合、相続時の評価額は贈与時の価額とされている。贈与された非上場株式を相続時まで継続して保有していた場合、その後の業績悪化等により相続時の評価額が著しく低下することもあるが、そのような場合においても結果

として相続税額は減額されない。将来のこうしたリスクを考慮すると、相続時精算課税制度の活用を断念せざるを得ない場合もあると考えられる。国民的な課題となっている高齢化が進む中小企業オーナーの事業承継を促すためにも、非上場株式について相続時精算課税制度を適用し、かつ相続時まで継続して保有した場合については、相続税の計算における財産評価額を贈与時点と相続時点のいずれか低い方で評価するべきである。

(5) 相続税法第 49 条第 1 項の規定では、開示請求者は開示対象者から除かれることとなっているが、開示請求者も開示対象者に含めること（相法 49①）

（理由及び意見）

相続人全員分の確認を取ろうとする場合、開示請求者の分は開示対象者にならないため、その開示請求者の分を取得しようとする、他の相続人が改めて開示請求者となり開示請求をすることになる。よって、全員分の開示請求をする場合には、必ず 2 件以上の開示請求を行うことになる。相続時精算課税の制度は平成 15 年 1 月からの制度であり、既に相当の年数が経過しており、相続人の中には書類紛失、適用の失念などを行っていることも考えられる。

開示請求者も開示対象者に含めることで、提出は 1 回で済み、トラブルの防止や適正申告に繋がる。

また、開示請求後回答まで最長 2 か月かかることもあるため、1 回の請求で完結させるよう改正すべきである

(6) 相続税・贈与税申告における非上場株式等の課税特例として、80%評価減制度を創設すること（措法 70 の 7）

（理由及び意見）

現行の事業承継税制は改正を重ねて拡充されてきてはいるものの、平成 30 年度改正の内容をもってしても、なお手続きが煩雑である。また、あくまでも「納税猶予」制度であることから、承継者は常にプレッシャーを受け続けることとなる。そこで、いわゆる「小規模宅地等の特例」のように、シンプルに非上場株式の評価減制度を導入し、相続時・贈与時の課税関係を終了させることで、承継者の負担を軽減し、円滑な事業継続を可能とすることとする。

なお、適用対象となる会社は現行制度のもの（中小企業者要件、従業員要件、資産管理会社非該当要件、非上場会社等要件、風俗営業会社非該当要件、円滑な事業運営要件など）を踏襲するべきであると考えられる。

(7) 旧事業承継税制を適用した法人でも新事業承継税制に近い制度を利用できる措置を設

けること（措法70の7、70の7の5、70の7の6）

（理由及び意見）

旧制度を利用している法人と新制度を利用できる法人とでは、制度の内容に大きな差があるため、旧制度を利用している法人に関しても、一定要件のもとに、新制度に近い制度を利用できる措置を設けるべきである。

（8）事業承継税制について、納税猶予ではなく、贈与時又は相続時に納税を免除する制度、又は、株式の評価額を減額する制度を創設すること（措法70の7、70の7の2～8）

（理由及び意見）

中小企業の株式の分散は、株式の価額が贈与時、又は、相続時に過大な負担となることから生じている。現在の事業承継税制は、贈与税、相続税の負担を猶予される。しかし、手続きが煩雑であり、経営上の制約や手続を失念した場合のリスクが大きく、相当な準備と覚悟が必要となる。

（9）法人版事業承継税制に関して、適用要件を緩和すること（措法70の7の5～8）

（理由及び意見）

制度の活用を促進するために現行の適用要件を大幅に緩和すべきである。

緩和の内容については以下のとおり提言する。

① 先代経営者要件の緩和

ア．筆頭株主要件

同族会社の多くは親族内のみで株式を所有し、その議決権の構成が経営に影響することはほとんどない。よって、筆頭株主要件は廃止する。

イ．先代経営者代表権の返上要件

中小企業の事業承継の現場では、先代経営者と後継者が各々代表権を有し、一定期間並走することがしばしば見受けられる。よって、代表権返上要件については、事業承継後の一定期間内、例えば「特例経営贈与継承期間」の5年間は並走を可能とし、5年以内に返上する等緩和する。

- (10) 法人版事業承継税制に関して、「納税猶予継続のための手続き」を大幅に簡略し、「継続届出書」及び「年次報告書」の提出は、特例経営贈与承継期間の経過する5年後に1回のみとし、特例経営贈与承継期間の経過後は、「納税猶予の要件を満たさなかった場合のみ、その旨を申告する方法」（ドイツ方式）とすること**

(理由及び意見)

届出の失念による納税猶予取消リスクを緩和し、制度の活用を促進するため、納税猶予継続のための手続き」を大幅に簡略し、また、「継続届出書」及び「年次報告書」提出の失念を防ぐため、提出時期には所轄税務署長及び都道府県知事から、提出を促す通知を発行することとすべきである。

- (11) 配偶者居住権の評価を家屋の時価の30%と一定にし、家屋の敷地への影響をさせない内容とすること（相法23の2）（新規）**

(理由及び意見)

配偶者の居住権を保護する方策として配偶者居住権があるが、この配偶者居住権は、配偶者がその居住していた建物(居住建物)の全部について無償で使用及び収益する権利であり、また、賃借権類似の法定の債権と解されている。

- (12) 相続税法第18条（相続税額の加算）対象者から、民法第1050条の規定による特別寄与者が相続税法第4条第2項により被相続人から遺贈により取得したものとみなされたものを除外すること（相法4②、相法18）（新規）**

(理由及び意見)

相続税の加算は、本来一親等の血族及び配偶者以外の者が財産を取得することは偶然性が高く、且つ担税力が強いものとして規定されているものである。しかし、特別寄与者は、被相続人の療養看護等をしたことに対する財産の遺贈を認めたものであること等を考慮し、特別の寄与による財産の移転に関しては、相続税の加算をすべきではない。

- (13) 2回以上の相続があった場合でも、未成年者控除及び障害者控除の金額については、相続の都度、その相続時の年齢で計算できるように改正すること**

（相法19の3、4）（新規）

(理由及び意見)

現行の制度では一度適用を受けた場合に、次の相続では最初の相続で控除できなかった残額しか控除することができないが、続けて両親を亡くしたような場合には経済的な負担が更に重くなること等を考慮し、控除額の計算方法を見直すべきである。

(14) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度について、令和元年度（平成 31 年度）税制改正前に手続き済みの納税者については一定の特例を認めること

（措法 70 の 2 の 2、措令 40 の 4 の 3、措規 23 の 5 の 3）（新規）

（理由及び意見）

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度については令和元年度（平成 31 年度）税制改正で期限が延長になったものの、教育資金の範囲については縮小されることとなった。この範囲縮小については、令和元年度（平成 31 年度）度税制改正前に手続き済みの納税者についても適用されるが、平成 25 年 4 月 1 日から施行された当該制度について、教育資金の範囲を縮小するような改正は、納税者の法的地位の安定性や予測可能性を阻害するものであり、憲法で定める租税法律主義の派生原則である租税立法不遡及の原則に反する恐れがあると考えられることから、令和元年度（平成 31 年度）税制改正前に手続き済みの納税者については、教育資金の範囲を改正前のもので維持するか、信託契約の解除や変更等をもって非課税申告の修正等が行えるようにすべきである。

(15) 連帯納付義務の適用対象者を限定すること（相法 34）（新規）

（理由及び意見）

遺産に係る基礎控除額の引き下げにより納税者数及び納税額が増加している中で、自らの意思で連帯保証の責めを負った訳でも無いのに、この制度により連帯保証債務を背負う結果になってしまうのは、納税者の理解を得ることが難しい。よって、連帯納付義務の適用対象者は、一定金額以上の納税者に限定すべきである。

(16) 相続税法第 32 条第 1 項の規定に基づく更正の請求の期限を延長すること

（相法 32）（新規）

（理由及び意見）

相続税法第 32 条第 1 項の規定は、旧国税通則法の規定による更正の請求の原則（法定申告期限から 1 年以内）の取り扱いを緩和するために、特例として、同項各号に掲げる理由がある場合には更正の請求を認めて、納税者の権利救済の道を拡充したものであると考えられる。

その後、税制改正により、平成 23 年 12 月 2 日以降に法定申告期限が到来する国税について更正のできる期間が、法定申告期限から「1 年」が「5 年」に延長された。

そこで、特則規定の更正の請求の期限は、納税者の権利救済の道を拡充するとの趣旨に鑑み、国税通則法第 23 条第 1 項に規定する更正の請求の期限の後の日であるべきと考えられるため、相続税法の特則による更正の請求の期限を「同項各号に規定する事由が生じた

ことを知った日の翌日から四月を経過する日と相続税法第27条第1項に規定する申告書の提出期限から5年を経過する日とのいずれか遅い日」と改正すべきである。

3 法人税法関係

(1) 退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入制度を創設すること（旧法第54）

（理由及び意見）

退職給付引当金及び賞与引当金は、一般に公正妥当と認められる会計基準が支持し、中小企業会計指針及び中小会計要領においても、これを推進する理念的に適切妥当であるとする根拠を有するものである。退職給付引当金については、就業規則等に基づく労働法規上も制約拘束される法的責務として認識すべきものである以上、これを否定することの妥当性は見出し得ず、賞与引当金についても、就業規則等により支給条件が規定されている条件債務たるべきもの及び事業年度末までに支給の明示がなされているものは、債務の認識として引当計上されることは当然であって、損金算入を認めるべきである。

(2) 受取配当金等は全額益金不算入にすること（法第23）

（理由及び意見）

平成27年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたことが、株主としての地位に基づいて配分される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが受取法人側で課税されてしまうと、同一の利益に対して二重に課税することになる。受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

(3) 役員給与損金算入規定等について見直すこと（法第34）

（理由及び意見）

会社法制定により役員報酬の利益処分手続きが廃止され、会計基準の改正により役員給与が職務執行の対価と位置付けられるなど、抜本的に見直されたが、法人税法第34条（役員給与の損金算入）の規定は、損金の額に算入される役員給与を限定列挙するという形式になっている。

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第22条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるもの等の課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿であると考えられる。

したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不相当に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。

(4) 中小法人以外の法人の交際費について一部損金算入を認めること

(措法 42 の 3 の 2、61 の 4)

(理由及び意見)

交際費等の損金不算入制度は、冗費の節約による健全性の確保という趣旨であるが、最低限必要な交際費もあることと、資本金又は出資金 1 億円超の法人であっても、実質中小法人に近い規模で納税資金面が大変な法人もあることなどを考慮して、交際費の部分的損金算入を認めるべきである。

(5) 特定法人が、電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供しようとする場合における届出を廃止すること

(法法 75 の 3①、法規 36 の 3 の 2①②) (新規)

(理由及び意見)

特定法人の電子申告が義務化された一方、特定法人自ら電子申告を行う旨の届出書を提出する必要がある規定となっている。

納税者側の事務量軽減も考えた法改正をするべきである。

4 消費税法関係

(1) 納税義務の免除制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者とすること

(消法 5、9)

(理由及び意見)

令和元年 10 月から、消費税率は原則 10 パーセントに引き上げられ、今後も社会保障財源としてさらなる税率の引き上げが予想されている。

そのため、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下である事業者がその課税期間における課税売上高が数億円となっても、消費税の納税義務が生じないことは不合理である。

また、令和 5 年からの適格請求書（インボイス）制度導入時には、現行の多くの免税事業者が経済取引から排除されてしまう可能性を持っている。

そこで、これらの問題を是正するため、小規模事業者免税制度を抜本的に見直し、事業者は課税事業者であることを前提とし、零細の個人事業者の課税事務手続きなどを考

慮したうえで、限界税額控除制度や一定額の基礎控除以下の場合には、申告不要とする制度にすべきである。

(2) 帳簿方式を維持し、インボイス制度の導入を見直すこと（消法2、9、30他）

(理由及び意見)

適格請求書等保存方式（インボイス方式）は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件としているが、適格請求書発行事業者登録手続きが適正に行われるか不明なうえ、事業者に多大な事務負担をかけることとなるが、単一税率であれば、現行の「帳簿方式（請求書等保存方式）」で十分対応可能である。また、免税事業者を市場から排除することになるような施策は当該事業者にとって受け入れ難く、インボイス方式の導入は見直すべきである。

(3) 複数（軽減）税率制度を見直すとともに、低所得者対策として有効な措置を講じること（消法29）

(理由及び意見)

消費税の軽減税率制度は、軽減税率適用対象と標準税率適用対象の取引が混在し、事業者の事務負担が増加し複雑化しており、また、事業者のみならず消費者も、税率適用に関し混乱が起きている。

そこで、消費税の税率を単一税率に戻すとともに、単一税率により生ずる消費税の逆進性対策として、マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除等も検討すべきである。

(4) 消費税の届出書及び申請書の提出期限を見直すこと（消法9④、19②、37）

(理由及び意見)

経済環境が短期間に大きく変化する中で、その課税期間の開始前日までに消費税に関する適切な判断をすることは非常に困難であり、納税額に大きな差異が生じるなど、事業者に大きな負担を強いている。したがって、消費税の各種届出書及び承認申請書の提出期限は、その適用を受けようとする課税期間に係る確定申告書の提出期限まですべきである。

(5) 消費税の「課税事業者届出」及び「納税義務者でなくなった旨の届出」手続きを簡素化すること（消法57①一、二）

(理由及び意見)

消費税課税事業者の届出及び消費税の納税義務者でなくなった旨の届出手続きを簡素化するため、基準期間用の消費税申告書に2年後の申告について意思表示の欄を作るなど簡

素化を図るべきである。

(6) 簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すること

(消法 37⑤⑥) (新規)

(理由及び意見)

設備投資等の意思決定に柔軟に対応できるようにするため、簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用を廃止すべきである。

(7) 消費税の中間申告回数を見直すこと及びその納付回数の基準となる確定消費税額を引き下げること (消法 42) (新規)

(理由及び意見)

現行の制度では、1回・3回・11回の中間申告の規定があるが、これ以外の回数で申告納付する仕組みがあると、納税者にとり選択肢が増えると考ええる。また、その納付回数の基準となる確定消費税額が48万円・400万円・4,800万円となっているが、この基準を引き下げて、より早めの納付を促進することにより、滞納の防止につながると考えられるため、中間申告制度の規定を見直すべきである。

5 その他の国税関係

(1) 納税者権利憲章を制定すること

(理由及び意見)

納税者の権利及び義務を明確化するため、早期成立を要望する。憲法第30条に「納税の義務」が規定されている。

また、憲法前文には「国民主権」が謳われている。納税者である国民には義務もあれば当然に権利がある。納税手続きについても然り、納税者憲章とは権利だけではなく義務も規定するものである。わが国の税制は行政側の視点に立った規定しかなく国民である納税者の視点に立っていない。欧米諸国や韓国などにも納税者の権利義務を規定した制度があるにもかかわらず、先進国である日本にまだ制定されていないことは税務行政上大きな問題であり、社会保障と税の共通番号などの論議とは関係なく早期に成立させるべきである。

(2) 印紙税を廃止すること (印紙税法全文)

(理由及び意見)

印紙税は、特定文書の作成行為に対して課税されるものである。電子商取引が普及

し、電子決済が進んでいる今日において、紙の文書には課税し、電子文書には課税しないのは、不公平であるので廃止すべきである。

(3) ペーパー・カンパニーの除外対象要件を明確化すること（措法 66 の 6）

（理由及び意見）

平成 31 年度税制改正前までは、（1）実体基準、（2）管理支配基準が規定されていたが、当該改正において、（3）「外国子会社の株式等を保有する外国関係会社」、（4）「特定子会社の株式等を保有する外国関係会社」、（5）「不動産保有に係る一定の外国関係会社」及び「資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社」が追加された。

当該改正に共通する除外対象となる要件は、「事業要件」、「収入割合要件」、「資産割合要件」、「所在地国要件」、「課税要件」等であるが、この他に、「不可欠機能要件」、及び「被管理支配要件」が設けられた。

「不可欠機能要件」とは、対象となる外関係会社が管理支配会社の行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たすことをいい、また、「被管理支配要件」とは、対象となる外国関係会社の事業の行う事業の管理、支配及び運営が管理支配会社によって行われることとされている。しかしながら、条文上の規定だけでは、実務上どのような機能や業務が要件の充足に必要なとされているかが明らかでない。

そこで、通達やQ&Aの整備により、要件充足のために要求されている機能や業務を明確にすべきである。

(4) 贈与による不動産の移転登記にかかる登録免許税を軽減すること

（登録免許税法 9、別表 1、措法 72）（新規）

（理由及び意見）

現在の贈与による不動産の移転登記にかかる登録免許税は不動産価格の 1000 分の 20 である。一方、措置法においては、所有権の保存登記を初め移転登記等の軽減措置が講じられており、税率も 1000 分の 1.5～1000 分の 1 となっている。高齢世代からの財産移転を促すには、贈与による登録免許税を軽減することが必要であり、贈与による不動産登録免許税も軽減すべきである。

(5) 揮発油税の暫定税率を引き下げ又は廃止すること

(揮発油税法9、地方揮発油税法4、措法88の8) (新規)

(理由及び意見)

揮発油税の1klについての本則税率は24,300円、地方揮発油税が4,400円、両税を合わせた税率は合計28,700円である(揮9、地揮4)。しかし、1klについての暫定税率として、揮発油税は48,600円、地方揮発油税は5,200円、合計53,800円となっている(措法88の8)。この暫定税率は、高度経済成長期に導入されたものであり、低成長期の産業発展の妨げとなっている。「コロナ」後の物流産業発展及び経済回復を勘案すれば、暫定税率を引き下げ又は廃止すべきである。

6 地方税法関係

(1) 給与所得者の市民税・県民税の徴収方法について、一定の小規模事業者には特別徴収と普通徴収との選択を認めること(地法41、地法321の3、地法321の4)

(理由及び意見)

市民税・県民税を特別徴収により徴収し、市町村ごとに区分することは、事務処理能力が高くはない小規模事業者にとって、事務負担の増大につながるとともに、事業者の計算誤りや延滞問題を発生させる可能性がある。したがって、これらの小規模事業者(例えば従業員5人未満)には、事務処理能力に応じて特別徴収と普通徴収との選択を認めるべきである。

(2) 夫婦間の居住用不動産の贈与の特例を適用した場合の登録免許税及び不動産取得税にも特例を設けること(登録免許税法9、10、別表1、地法73の13、15)

(理由及び意見)

贈与税の非課税枠は2000万円であるのに対し、不動産取得税は現行3%(本則4%)、登録免許税は1000分の20とされているため、大きな税負担となる。登録免許税や不動産取得税にも課税標準の特例や非課税枠を創設し、税負担を減らすべきである。

(3) 法人における償却資産税の賦課期日を決算末日とするとともに、計算方法についても国税と同様とすること(地法341、349~351、359、383)

(理由及び意見)

償却資産税の賦課期日は、法人についても決算日と関係なく、1月1日とされている。また、平成19年度税制改正により、減価償却資産は残存簿価1円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の5%とする評価方法は維持

されており、また、30万円未満の少額減価償却資産の取り扱いについて国税と乖離している。したがって、国税における固定資産税の規定との整合性、申告業務の簡素化などの観点から、法人が有する償却資産の賦課期日は決算期末日とし、国税の減価償却の計算と同一の方法で課税標準を算出する等、償却資産税の賦課期日や計算方法と申告書の提出期限を国税に合致させるべきである。

(4) 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと（地法 341、383）

（理由及び意見）

「日税連 平成 31 年度税制改正に関する建議書」にあるとおり、この点、賦課期日と申告期限については、「償却資産課税のあり方に関する調査研究－申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について－」（平成 30 年 3 月（一財）資産評価システム研究センター）において、賦課期日は現行法のままとしつつも、申告期限につき、現行方式と電子申告に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、課税庁の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずはこれを早期に実現すべきである。

(5) 事業所税を廃止すること（地法 701 の 30～74）

（理由及び意見）

平成の大合併を背景に、新たに課税団体となった市が増加したが、都市集中の度合いが合併前後において何ら変わらないにも関わらず、新たな課税を強いるのは不合理であり、納税者に過大な負担を強いるものである。

(6) 外形標準課税を中小法人に導入しないこと（地法 72 の 2）

（理由及び意見）

経営基盤の脆弱な中小企業に対し、利益計上の有無にかかわらず課税することは、当該企業の経営を圧迫し、企業の存続、雇用継続に大きな影響を及ぼすこととなるため、外形標準課税を中小法人に導入すべきではない。

(7) 中小法人については、太陽光発電業（電気供給業）に係る収入金課税を適用除外とすること（地法 72 の 2）

（理由及び意見）

太陽光発電業（電気供給業）を行う法人については、地方税法において、原則、収入金額を課税標準として法人事業税を課すこととされている。収入金課税は本来、大

手電力会社などの大規模電気供給業について適用されるべきであるが、売電が可能となった現在では、中小企業にも適用されている。企業が電気供給業とその他の事業を併せて行う場合、一定の例外を除き、課税方式が収入割（電気供給業）と所得割（その他の事業）となることから、事務手続が煩雑となっている。また、法人全体としては赤字であっても、収入割は課税されることとなるため、税負担が重い。中小企業については、太陽光発電業（電気供給業）に係る収入金課税を適用除外とし、課税方式を所得割のみとすべきである。

(8) 個人事業税の事業主控除の金額を引き上げるとともに、課税対象事業の範囲を見直し税率の一本化を図ること（地法 32⑫、313⑫）

（理由及び意見）

この制度は所得税における申告不要制度を選択しないでもできる制度なので、手続きの煩雑さの面から所得税と統一すべきである。

(9) 地方税の申告納付における、すべての申告書・納付書を全自治体で統一する「地方統一様式」を導入すること

（理由及び意見）

全国一律の様式に変更することで、納税者側・地方自治体側双方での事務処理の簡素化を図られるため。

(10) 個人住民税の所得控除を所得税の所得控除と同一にすること

（地法 34、314 の 2、314 の 6）（新規）

（理由及び意見）

所得税及び地方税の所得控除額が異なることから、制度そのものが複雑であり、納税者に分かりにくいものとなっている。

(11) 個人住民税について、出国年にかかる所得に課税する方法を検討すること

（地法 39）（新規）

（理由及び意見）

前年の所得を課税標準として翌年 1 月 1 日を賦課期日とする現行の前年所得課税では、1 月 1 日に死亡又は出国した場合、国内で稼得された最後の年の所得に対して、個人住民税は原則として課税されない。

このうち、出国は死亡とは異なり、本人の意思により何度でも、賦課期日（1 月 1 日）

に出国した状態（日本国に存在しない）を創出することが可能である。

このような住民税に係る租税回避を避けるために、出国する場合には出国日を賦課期日とする特例（例えば、国税における準確定申告のような制度）を設けるなど、出国年にかかる所得にも個人住民税を課税する方法を検討すべきである。

(12) 家屋の評価方法を見直し、実態に即した固定資産税評価額とすること

(地法 349 外) (新規)

(理由及び意見)

家屋の評価方法は、再建築費を基準として、経年減点補正率等による調整が行われ、原則3年毎に見直しが行われているが、実際の取引価額とはかけ離れた評価額となっている場合が散見される。一律に決められている経年減点補正率の下限を20%から10%に引き下げを行うなど、建築から相当年数経過した老朽家屋については、実態に即した評価とすべく、評価方法を見直すべきである。

(13) 償却資産税の最低限度評価額を国税の課税標準の金額に合わせること

(地法 349 の 2、350、351、固定資産評価基準第 3 章第 1 節十) (新規)

(理由及び意見)

減価償却資産は残存簿価1円まで償却するが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額は取得価格の5%のままであることから、国税と地方税の評価方法を合致させるべきである。

(14) 償却資産に対する固定資産税について、事業用と家事用とで共用している資産に対しては、事業専用割合を考慮し、その使用状況に応じて課税標準額を算定し、税額を計算すること (地法 349 の 2、固定資産評価基準第三章第一節一) (新規)

(理由及び意見)

償却資産に対する固定資産税は、土地及び建物以外の資産のうち非事業用資産（家事用資産）については課税されない。それに対し、事業用と家事用とで共用している資産については、事業専用割合は考慮されず、割合が高くても低くても同額の課税標準となり、事業専用割合に関わらず同額課税されることは不合理であり不公平である。

7 所得税法・法人税法・地方税関連関係

(1) 「電話加入権」を減価償却資産とし、減価償却の対象とするか、評価減を認めること (法法2二十二、二十三、所法二十八、十九、所令5、6、法令12、13)

(理由及び意見)

電話加入権は無形固定資産とされるが、減価償却資産の範囲に含まれない。したがって、減価償却の対象とはならず、また、その評価減も認められていない。しかしながら、現在は電話加入権を購入しなくとも固定回線を開通することができること、また、相続税評価額も数千円程度であることなどを考慮すると、当初の取得価格を貸借対照表に記載することは現状にそぐわない。したがって、電話加入権についても減価償却の対象とするか、又は評価減を認めるべきである。

(2) 少額減価償却資産につき、税制の簡素化の観点から、現行の複数の制度を統一させるとともに、取得価額基準を30万円未満とすること

(法令133、所令138、139、措法67の5、地法341)

(理由及び意見)

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については、3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。また、一定の中小企業者である青色申告者に対しては、令和5年3月までの間(令和2年度税制改正により2年間延長予定)、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額を30万円未満とすべきであり、これらの規定を地方税法も同一とすべきである。

(3) ふるさと納税制度を廃止し、制度設計をやり直すこと

(所法78、地法37の2)

(理由及び意見)

現行のふるさと納税制度は、本来の趣旨を逸脱し、所得の高い人々への優遇措置となってしまうことや、寄附を受け取った自治体と寄附者が受け取った利益は、寄附者が居住する自治体と国の負担で、もたらされることになっており、地方税制の毀損につながっているとの批判もある。当制度は課税の公平の観点からいったん廃止し、もう一度制度設計をやり直すべきである。

(4) ソフトウェアの償却年数を見直すこと

**(法 22 三、法 13、法 7-3-15 の 2、法 7-3-15 の 3、法 29、
所 49-8-2、所 49-8 の 3、耐 1、別表 3、耐 別表 6 他) (新規)**

(理由及び意見)

クラウド技術等の発展に伴いソフトウェアの販売形態はパッケージ販売から SaaS (ソフトウェアズアサービス) が主流になって来ている。従来制度におけるソフトウェアの耐用年数は「複写して販売するための原本」又は「開発研究用のもの」のみを 3 年としており、現況にはそぐわないため耐用年数を短くすべきである。

IV. 納税環境整備に関する意見内容

(1) 財産債務調書への記載事項の簡素化をすること (国外送金等調書法 6 の 2)

(理由及び意見)

元々の財産債務調書の趣旨は、「高額所得者の所得の発生原因が多様化し、その所得は保有する資産と密接な関係にあるといえるから、財産債務の明細書の提出を求めるとして適正な課税を補完する」ことであるとされている。また、制度の創設においては、相続税の適正公正な課税を確保する目的もあるとされている。

所得の発生原因の正確な捕足を目的とするならば、確定申告書、国・地方公共団体等の連携等で把握することのできる事項については記載を省略することを認め、前述のもの以外で所得の発生原因となり得る財産債務の記載を求めるべきである。

また、相続税の適正公正な課税を目的とするならば、その年の 12 月 31 日時点の時価を算出させる必要はないと思われるので、財産債務の種類、所在場所等を記載すれば十分と考えられる。

(2) 税理士法を改正し、輸入消費税の税務折衝を認めること (税理士法 2)

(理由及び意見)

税理士法で税理士が関与できる税目の中に、関税 (輸入消費税) が含まれていない。税関当局もこの税理士法のしぼりに基づき税務折衝ができない旨自認している。しかし、資格がある通関士は独立開業を法律で許されていないため、税関と税務折衝できる専門家が不存在となっている。実態は、税関の調査当局も税理士の同席を求めるのが現状である。従って、輸入消費税の税務折衝を税理士法で認め条文を追加すべきである。

(3) 国税庁HPによる納付書等の印刷機能を整備すること

(理由及び意見)

地方税については、ホームページに掲載されたデータを利用することで、払込用紙等を出力が可能である。国税においても同様の対応を行い利便性の向上を図るよう希望する。

(4) 申告書等閲覧サービスに関して、手続きの簡略化を進めるとともに、申告書等のコピーも認めること（申告書等閲覧サービスの実施について（事務運営指針））

(理由及び意見)

令和元年9月1日から事務運営指針「申告書等閲覧サービスの実施について」の改正に基づき、閲覧時の写真撮影が認められた。しかしながら、同閲覧は税理士が申告書等に添付した税務代理権限証書に基づき、納税者等に代わって閲覧することは認められず、別途委任状の提出が必要とされている。また、撮影に関しても、委任状に撮影を希望する旨の記載が必要とされ、撮影時には、窓口担当者の同席や写真の確認などの手間が発生している。については、コピーを認めることで窓口担当者の立会コスト等の行政コストの削減、及び、事務効率の向上、納税者の利便性の向上に務めるべきである。

(5) 所得税の予定納税基準額等の通知を書面以外でも行えるように改正すること

(所法 106)

(理由及び意見)

「書面」と限定されていることにより行われている通知をe-Tax「メッセージボックス」に格納できるようにすることにより、納税者と税理士の情報共有に資すること及び納税者の全ての申告・納税手続きが集約することが可能となる。

(6) 電子申告をしている関与先については、関与先名簿の提出を省略できるようにすること（財務省設置法4-18、19、20①、21②、23③一、税理士法55）

(理由及び意見)

電子申告するうえで、税理士情報もデータ化されて送信されていることから、税理士毎の集計は容易に実現できると思われる。

事務の効率化を図り、またe-Taxの推進を図る意味でも、提出すべき関与先は電子申告をしていないところに限るのが望ましい。

**(7) 申告書のほか、更正の請求書についても請求書に書面を添付できるようにすること
(税理士法 33 の 2) (新規)**

(理由及び意見)

更正の請求書には参考資料の添付も多くなることから、更正の請求に至った事情や、税理士の確認事項について積極的に説明することにより、税務行政においても、迅速な処理に貢献することができる。

(8) 国税庁HPの「路線価図・倍率表」における路線価図において、「路線価図番号」毎に1枚ずつ表示するPDF表示に替えて、スクロール方式によりシームレスに路線価図が表示されるようにすること (国税庁HP路線価図) (新規)

(理由及び意見)

使用する上において、ピンポイントで目的の土地を探すことが困難でありことから、多くの紙に印刷の上で目視しないと、最終目的の土地を探すことが困難であるため。

(9) e-Taxの法人税申告における決算書の提出について、紙媒体に加えて「PDF」での提出を可能にすること (新規)

(理由及び意見)

電子申告の利便性向上とICT活用のため。

(10) 税理士法人の一人法人を認めること (税理士法 48 の 2) (新規)

(理由及び意見)

税理士法人は、継続的かつ安定的な税務サービスを提供するために出来たものであり、合名会社に準じた特別法人である。合名会社が社員一名で設立でき、また社会保険労務士法人は一人法人を認めている。一人法人でも税理士法人の利点を十分に発揮することが出来る。

(11) 税理士試験の受験資格を撤廃すること (税理士法 5) (新規)

(理由及び意見)

現在の受験資格は、税理士の業務に直接関連するものではなく、税理士となるための基本的な能力は、税理士試験を通じて検証すれば十分である。また、税理士登録するためには2年間以上の実務経験が必要であり、その実務経験を通じても基本的能力の構築は可能であるため、公認会計士試験のように受験資格は不要である。

V あとがき～ポストコロナ、ニューノーマルの時代の税制を考える

令和2年は新型コロナウイルス感染症に始まり、そして、終わった1年であった。社会は劇的に変化し、「新しい日常」「ニューノーマル」の時代になった。社会の変革に合わせ、税制はどうあるべきなのか、旧態然としている訳にはいかず、時代に即応した税制を構築していくことが求められている。新型コロナウイルス感染症の拡大は、急速な社会のデジタル化を推進した。日本においても、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号、以下「IT基本法」）の全面的な見直しが行われ、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁を令和3年9月1日に設置することが決定している。そして、令和2年12月25日には、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」¹が発表され、デジタル社会の目指すビジョンとして、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるということが掲げられるとともに、デジタル社会を形成するための基本原則も公表された。

また、多様な働き方（シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミー）に対する税制の包括的整備が必要となる。令和2年6月29日、BEPS実施のための包括的枠組み（Inclusive framework on BEPS）にて『シェアリング・ギグ・エコノミーにおけるプラットフォーム利用者についてプラットフォーム運営者が行う報告に関する標準規則（Model Rules for Reporting by Platform Operators with respect to Sellers in the Sharing and Gig economy, “MRDP”²）』が承認され、MRDPに従って収集された情報の自動交換制度の創設に向けた国際的な法的・技術的枠組みの検討に入るとされた。MRDPは利用者がデジタル・プラットフォームを使って「住居」「移動手段」「個人サービス」を提供することにより獲得した収益につき、デジタル・プラットフォーム運営者が利用者情報を収集、当該情報を税務当局に報告することを定めたOECD標準規則となっている。

日本では、総務省・経産省・公正取引委員会において「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」が設置され「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案（仮称）³」の法制化が検討されている。当「案（仮称）」には納税環境整備までは盛り込まれていないようである。今後一層拡大する「シェアリング・エコノミー」「ギグ・エコノミー」を鑑みると、このような国際的な取り組みに併せて、日本としても国内における税制の整備を早急に検討していくことが必要である。

¹ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou1.pdf>

²

<https://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/model-rules-for-reporting-by-platform-operators-with-respect-to-sellers-in-the-sharing-and-gig-economy.pdf>

³ <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200218001/20200218001.html>

ご協力のお願い

調査研究部では、会員各位からの税制改正に関する貴重なご意見を募集しております。ご所属の県連宛てにご提出ください。どうぞよろしくお願いいたします。

令和 3 年 3 月 31 日

関東信越税理士会

作成担当 調査研究部

担当副会長	小林馨	(高崎支部)	部	長	渡邊信子	(新潟支部)	
担当専務理事	西山利昭	(長野支部)	副	部	長	笹尾博樹	(前橋支部)
					井上克典	(上尾支部)	
					松崎孝史	(三条支部)	
			委	員	荒木雅江	(土浦支部)	
					森訓司	(栃木支部)	
					下田幸広	(前橋支部)	
					吉井宏文	(高崎支部)	
					市村二三代	(長岡支部)	
					濱誠	(諏訪支部)	